資料１

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター指定管理者候補者選定委員会運営要領（案）

令和　年　月　日
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター
指定管理者候補者選定委員会委員長決定

（趣旨）
第１条　北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１６年北海道条例第８９号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

（所掌事項）
第２条　選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
⑴ 公募の方法等に関する審議
⑵ 申請資格、選定の基準及び方法等に関する審議
⑶ 申請者の総合的な審査
⑷ 最適な団体の選定
⑸ 審議及び審査の結果についての知事への報告
⑹ その他指定管理者の候補者の選定に必要な事項

（組織）
第３条　委員の定数は3人とし、そのうち2人を学識経験者とする。
２　委員が任期中に辞任したときは、知事はこれを補充することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第４条　選定委員会の会議は、非公開とし、会議の概要等は公表する。

（審査及び選定方法）
第５条　選定委員会は、公募要項又は申請要項に定める方法によって申請資格等審査、必須項目審査及び加点項目審査を行った上で、加点項目審査において、最高得点をつけた委員数が最も多い申請者を最適な候補者として決定する。
２　第１項の委員数が同数の場合等、選定委員会が同項に規定する手続きによって最適な候補者を選定しがたいと認めた場合は、同項の委員数が最も多い申請者のうち、加点項目審査の合計得点が最も高い申請者を最適な候補者として決定する。
３　第２項の合計得点が同点の場合等、選定委員会が同項に規定する手続きによって最適な候補者を選定しがたいと認めた場合は、同項の合計得点が最も高い申請者のうち、加点項目審査における価格点の得点が最も高い申請者を最適な候補者として決定する。
４　第３項の価格点の得点が同点の場合等、選定委員会が同項に規定する手続きによって最適な候補者を選定しがたいと認めた場合は、同項の価格点の得点が最も高い申請者のうちから、抽選により最適な候補者を決定する。なお、抽選の方法等については、選定委員会において別途決定する。

（関係者の出席）
第６条　委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（事務処理）
第７条　選定委員会の事務局は、経済部食関連産業局食産業振興課に置く。
２　事務局員その他選定委員会に出席した者は、選定委員会における審議等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。
３　選定委員会は、審議等の過程における公正を確保するため、議事録を整備しなければならない。

附則
１　この要領は令和〇年〇月〇日から施行する。